

会 議 記 録

会 議 名	和光市デジタルトランスフォーメーション推進本部第1回
開 催 日 時	令和3年2月17日（水）午後2時00分～午後2時55分
開 催 場 所	全員協議会室
議 題	(1) 国の動向について（資料3） (2) マイナンバーカードを活用したLINE申請の導入について（資料4） (3) マイナンバーカードの普及・促進について（資料5） (4) 和光市押印見直し方針（案）について（資料6、7） (5) テレワークの試行について（資料8） (6) デジタルトランスフォーメーションに関する職員提案募集の実施について（資料9）

1 和光市デジタルトランスフォーメーション推進本部第1回議付議事項について

(1) 国の動向について

それでは、「(1)国の動向について」といたしまして、最初にこの本部の設置の背景となります総務省の自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画について、本市が取り組むにあたってのポイントをご説明させていただきます。

資料3の自治体DX推進計画概要をご覧ください。1ページ目の自治体DX推進計画の意義・目的についてご説明いたします。

デジタル庁の設置など、現政権がデジタル関連に重点を置いて取り組んでいることはご存じのことと思いますが、政府において「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。

このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う市町村の役割は極めて重要であるとされており、住民の利便性の向上や業務効率化を図ることが求められています。

市町村において、自主的な取組が重要となりますが、その一方、政府において決定された「デジタル・ガバメント実行計画」においては、自治体の情報システムの標準化・共通化など、全国共通で取り組んでいくべき論点も多く存在することから、国が主導的に役割を果たしつつ、自治体同士が足並みを揃えて取り組んでいく必要があります。そうした観点で自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに国の支援策等を取りまとめたものが、自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画となっております。

2 ページ目をご覧ください。自治体DX推進計画ですが、計画の対象期間は2021年1月から2026年3月までの対象期間となっています。これは、情報システムの標準化・共通化の実施目標に基づくものとなっていますが、本市のデジタルトランスフォーメーション推進本部は、こうした取組に向けたロードマップを示すことを含め、令和5年3月末までの間に重点的にDXに関する各種施策を検討していくことを想定しています。

今年の夏頃に、自治体DX推進手順書が国から提示されることになっておりますので、それまでの最初の半年間につきましては、DXの推進にあたって必ず必要となる「マイナンバー普及促進」や「押印・署名の見直し」に取り組むとともに、現場の職員のアイデアを職員提案募集などを通じて収集することなどを中心に取り組んでいければと考えております。

また、令和3年度の新規事業として、マイナンバーカードの個人認証機能を活用した住民票発行などのLINE申請の導入、テレワークの試行などをデジタル関連で予定しておりますので、これらの取組を全庁的に取り組んでいくことも検討してまいります。

4 ページをご覧ください。国が示す重点取組事項について、簡単にご説明いたします。

まず、自治体の情報システムの標準化・共通化についてですが、こちらにつきましては、基幹系17業務システムについて国の策定する標準仕様に準拠したシステムに移行することや、その基盤となる「Gov-Cloud」の活用などです。

次に、マイナンバーカードの普及促進については、2022年度末までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを目指して、マイナンバーカードの交付体制を充実させるなどの取組をするものです。

次に、自治体の行政手続のオンライン化についてです。本市では、電子申請・届出システムや和光市LINE公式アカウントなどによるオンライン申請の推進を進めているところですが、引き続き、オンライン申請で市民が手続を完結できる環境を拡大していくことが求められています。

次に、自治体のAI・RPAの利用促進についてです。RPAというのは、ロボティック・プロセス・オートメーションの略で、パソコン上での作業を機械的に処理をするようなアプリだと思っただけだと思います。業務システムを跨ぐような処理に有効だとされています。AI・RPAについては、本市での取組はあまり進んでいない状況にありますが、国から示される予定であるAI・RPA導入ガイドブックなどを参考に導入を検討していくことも考えられます。

5 ページにお進みください。次に、テレワークの推進についてですが、現在においても在宅勤務制度などの取組を行っているところですが、自宅のパソコンからサイボウズにアクセスできるようにするなど、よりテレワークの実行性を高めるための取組を進めていくことが考えられます。こちらにつきましては、のちほど、情報推進課から別途説明があります。

次に、セキュリティ対策の徹底についてです。こちらにつきましては、デジタルトランスフォーメーションの推進に付随して様々なセキュリティ関係の見直しが必要と

なるため、それに的確に対応する、ということです。個人情報に関する法制も大きく変更が生じますので、それらへの対応も必要になってくるかと思われま

す。少し長くなってしまいましたが、本部の検討を行うにあたっての前提情報のさわりとしては以上となります。

【意見・質問】

・重点取組事項にあるA IやR P Aを導入するとなった場合には費用負担はどうなっているのでしょうか。

→情報システムの共通化・標準化の取組については全額国が負担することになっています。その他、マイナンバーカード関連についても概ね国が負担していますが、それ以外の取組については国からの補助なども一定程度の割合はあるものの、市の財政支出も必要になります。

・今後、教育改革が進んでいく中で、学校におけるA IやR P Aも非常な取組になり、教員の働き方改革にも非常に有効なものになってくると考えられます。

→情報システムの共通化・標準化以外は市の財政支出も必要となることから、実際に導入するにあたっては財政上の課題があります。和光市は既に3分の1の市民がマイナンバーカードを取得している状況ではありますが、このマイナンバーカードを利用することで行政サービスや窓口サービスの合理化により、人件費を浮かせることができるなどの効果も見込めることから、このマイナンバーカードの普及については今後も注力していくことが重要だと考えます。（市長）

(2) マイナンバーカードを活用したL I N E申請の導入について

それでは、「(2) マイナンバーカードを活用したL I N E申請の導入について」ご説明させていただきます。

資料4をご覧ください。資料4につきましては、明日2月18日に行われる3月定例議会における令和3年度当初予算の記者発表資料を基に作成しています。

政策課では、和光市L I N E公式アカウントを活用した住民票などのオンライン申請について、令和3年度中の開始を予定しています。

L I N E公式アカウントにつきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大を機に、窓口手続業務における市民の来庁を減らすことや、申請行為における市民の負担軽減などを目的に、令和2年6月10日より、L I N E株式会社との協働連携事業として開設をしています。

現段階でのL I N E公式アカウントの機能につきましては、市から様々な分野のお知らせが配信される「発信機能」、こちらは秘書広報課が担当しています。また、窓口相談時間等の予約ができる「予約機能」、市民が写真を送付できる「投稿機能」、市の総合案内やごみの分別に関する質問に回答をする「チャット機能」などを実装しています。

これらの機能と併せて、国が普及促進を進めているマイナンバーカードの交付円滑化を進めるため、「マイナンバーカード」を活用することにより、L I N E公式アカウントから「いつでも・どこでも」住民票などの申請手続が可能となる機能を追加します。スマートフォン等から申請をするだけで、自宅に住民票などの書類が送られて

くるサービスです。現在、令和3年度中に開始することで、LINE株式会社と調整を進めています。

この機能の活用については、まずは、実証実験的に住民票の写しの交付から開始してまいります。決済手数料等を除けばその他のサービスに活用してもシステムに係る経費は増加しないことから、その他の行政手続でも活用を検討することが有効かと思われまので、将来的には、課税証明書など、様々な行政サービスでの活用も想定しています。

なお、本人確認の手続を伴わない申請でしたら、現在のLINE公式アカウントの機能でも実装可能ですので、LINE申請化をしたい手続などがありましたら、政策課までお問い合わせください。

【意見・質問】

・国から、本人確認はマイナンバーカード以外は認めないとの方針も示されていますので、マイナンバーカードを使っての本人確認のプロセスが必要なものと、そのプロセスが必要でないものと分けて検討するなど、LINEで完結できるものを各部局で積極的に検討し、進めていってほしいと思います。また、和光市では既に3分の1の市民がマイナンバーカードを所有していますので、本人確認が必要な手続についても積極的に推進してほしいと思います。（市長）

(3) マイナンバーカードの普及・促進について

マイナンバーカードについては、平成27年10月5日に全国民を対象に個人番号の付番がなされ、翌年1月からマイナンバーカードの発行が始まりました。個人の特定を迅速かつ確実に行い、国民の利便性の向上、行政の効率化及び公平公正な税・社会保障制度の実現を目的とするものです。

特に、令和元年9月に国は、全国の市町村に交付円滑化計画の策定を指示、令和5年3月までに全国民（100%）がマイナンバーカード取得を目指すというのが趣旨です。

また、この中には、国の補助金を利用して機器と人員の増強を行うこと、交付に係る十分な広さの場所の確保を行い対応すること、そして、全庁的横断的な組織を構築して事業を展開することが求められており、本市も昨年12月議会において補正予算を獲得し、4人体制から会計年度任用職員を採用して10人体制に移行をすすめ、第1委員会室を3月までの期限で借り受け、交付体制を構築しているところです。

さらに、先月からは、いまだマイナンバーカードを取得していない全ての国民に国が直接ダイレクトメールを個々に送付して取得を促すという措置を講じており、和光市民6万人にも順次QRコード入りのダイレクトメールが送付されています。現在、和光市はカード交付率において30.06パーセントと63市町村中第1位の交付率を誇っており、ダイレクトメールの送付により、その勢いはさらに加速していくものと考えています。

本日、第1回デジタル・トランスフォーメーション推進本部が開催され、国の促進化計画に則り、マイナンバーカード普及に関する体制もここに組み込まれたことは意義のあるところですが、今後の課題としては、今回の全庁的な体制を利用して広報を

行いたいと考えていますので、各公共施設での掲示についてのご協力をお願いしたいと思います。また、職員の取得率の向上についても課題となっていますが、職員への呼びかけについて、ご協力をお願いしたいと思います。さらに、現在使用している第1委員会室は4月上旬までの許可であり、その後当座の場所として運転手控室を利用させていただくことになってはいますが、現在2万4千人程度の保有者が2年以内に6万人に膨れ上がることを考えると、長く使うことのできる交付場所の確保が課題となっていますので、皆様のご認識をいただければ幸いです。DX推進体制の大前提となるマイナンバーカード普及推進体制がしっかりと保たれるように、本推進本部におけるご理解ご協力をお願いいたします。

【意見・質問】

- ・長期入院中や要介護状態の方についてはどのような扱いになりますか。
→代理での申請を受け付けています。
- ・家族の分をまとめて手続をすることはできますか。（市長）
→申請は可能ですが、受け取りには本人確認が必要ですが、コロナの関係で乳幼児を連れて来れないといった場合には、特例として認める旨の通知が国からありました。
- ・マイナンバーカードを使ってのサービスを充実させるためにも、早期に保有率50パーセント程度を実現する必要があると考えます。（市長）

(4) 和光市押印見直し方針（案）について

それでは、和光市押印・署名見直し方針（案）について、ご説明させていただきます。

資料7として、内閣府の地方公共団体における押印見直しマニュアルを配布させていただいております。こちらの内容のエッセンスについては、資料6の2枚目以降の和光市押印・見直し方針（案）に関する解説の中でまとめておりますが、従来の押印や署名の考え方を根本的に覆すような踏み込んだ内容となっております。かなりの分量の書類とはなっておりますが、是非とも、お時間があるときにお目通しお願いいたします。

今回、資料6として示させていただいた方針につきましても、国が示した押印見直しマニュアルの内容が踏み込んだものであることに伴い、抜本的な見直しを伴うものとなっておりますが、国の考え方に歩調を併せて、デジタルトランスフォーメーションを推進していく必要がありますので、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

資料6をご覧ください。資料6につきましては、1枚紙としての「和光市押印・署名見直し方針（案）」と次のページ以降の「別紙：和光市押印・署名見直し方針（案）」に関する解説」で構成されています。

別紙の解説の方につきましては、職員が見直しを検討していくにあたっての実務的な考え方を示しています。

それでは、方針（案）の内容をご説明させていただきます。

まず、目的ですが、「市民や職員が、可能な限り、デジタル的手段で処理を完結できる環境を整備すること」としてしています。押印や署名など、紙の使用を前提とする手順を見直すことにより、それを実現してまいります。

準拠する国の指針は、先ほどもお話しいたしました「地方公共団体における押印見直しマニュアル」になります。

見直しの内容についてですが、規則又は要綱に定める様式については、市民等が提出する様式は、原則として記名のみとし、市が交付する書類は、原則として公印省略とします。その見直しにあたりまして、後日政策課からサイボウズ掲示板にて様式ごとに見直し内容の照会をさせていただきます。そこには、例規データベースに掲載されている押印を要する様式が一覧化されていますが、方針に示した見直し以外とする場合には、その理由を記載していただくことを予定しております。見直しの取りまとめ結果については、次回のDX本部にて報告させていただきます。

会計手続に関する押印につきましては、契約書・協議書・覚書等、紙入札の入札書については押印を存続しますが、国の見直しマニュアルを参考に請求書・見積書含めその他は押印省略を可とします。押印を省略をする場合には、代替的な手段により真正性を担保する必要がありますが、代替的な手段については解説の方に詳細を掲載しておりますので、適宜ご確認いただけましたらと思います。

文書規程に基づく決裁印などについては、電子決裁システムの導入などを伴うと考えられることから、今回の方針では今後の課題として取り扱います。

そのほかは、法令の定めがある場合等、特段の理由がある場合を除き、押印・署名を記名のみで改め、デジタル的手段で完結することができる事務フローに見直します。

解説の方の最後のページに見直しのスケジュールを掲載させていただいております。規則や要綱の改正を伴わない見直しについては、速やかに見直しに着手していただき、令和2年度中には見直しを完了させ、令和3年度の各種手続は原則として見直し後の運用が可能となるようお願いいたします。

規則や要綱の改正を伴う見直しについては、本日の会議後に規則や要綱の改正に向けた照会を開始いたします。年度内にそれに回答いただき、その後、4月に予定している次回のDX本部における承認を経て、特例規則による規則の一括改正を行います。

会計手続に関する押印関連は、令和3年4月1日からの運用とします。

本日の推進本部でいただいた意見などを踏まえたうえで、会議終了後、方針の市長決裁を経て、見直し方針を発効させるというスケジュールとできればと考えておりますので、ご意見がございましたら19日（金）までに政策課までご連絡をお願いいたします。

事務局からの説明は以上となります。

【意見・質問】

- ・このスケジュールは国が示したもののなのですか。（市長）
→特に国からはスケジュールは示されていませんので、速やかに手続を進めていくといったところで、こういったスケジュールを組ませていただきました。

(5) テレワークの試行について

資料8をご覧ください。テレワークは、在宅勤務等において職場のIT環境を利用する就業形態を示すものですが、元々ワークライフバランスの観点における働き方改

革に資する有効なツールとして、また、今般の新型コロナウイルス感染拡大等の非常時において、分散勤務を実現や業務継続・市役所機能維持に資するものとして取組の推進が求められており、昨年12月に示された自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画においても重要な取組として位置づけられています。

これに対し、国は、市町村における導入促進の支援として、昨年11月にJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）とIPA（独法・情報処理推進機構）が共同で、自治体テレワーク推進実証事業を行っております。この実証実験は、市町村職員が自宅等のパソコンから職場内にあるLGWAN接続系のパソコンを遠隔で操作する機能を提供し、職場PCを利用できる在宅勤務環境下においてどのような業務を行うことができるか、また、在宅勤務においてLGWAN環境がどの程度必要か、などを確認し、テレワーク環境の有効性を検証をするという目的において実施されています。

当市としましても、DX推進の基盤整備として、テレワーク環境の導入を検討しておりますが、環境導入に多額のコストが生じることを踏まえ、今回の実証実験に参加しています。目的としては、今後のテレワーク導入のための情報収集、実際に体験してもらうことでのメリットなどの検証などを目的としています。市役所業務は窓口業務が多く、テレワークが有効な部署とそうでない部署があると想定される場所ですが、一方で新型コロナウイルス感染拡大などの非常時において、より重大な事態に直面し、真に出勤7割減や局所的な感染発覚により出勤停止を余儀なくされるようなケースにおいて、市役所機能を維持するためには、いずれの部署においてもテレワークで機能維持を前向きに検証することも重要であると考えております。

この実証実験環境を利用したテレワーク試行に係る概要については、資料8にまとめておりますのでご参照いただければと思います。先日、テレワーク参加が可能な方をアンケート調査により確認したところであり、これから参加者の選定、テレワークの試行開始と事業を進めてまいります。今回本会議において、事業報告と併せて、テレワーク試行への積極的な参加と各課所において、特に管理職の方々に御理解、御協力をお願いしたいと思います。テレワーク参加中は、職場を離れて在宅勤務することが必要であり、通常の執務環境下と比べて業務がしづらくなる場所があると考えられますが、本事業の趣旨を御理解いただき、特に管理職の皆様にはご理解と御協力をくださいますよう、よろしく願いいたします。

【意見・質問】

- ・総務部ではテレワークに即する業務を分析しているのですか。
→在宅勤務要領を作成した中で、個人情報扱う業務は適用外としていますので、それ以外の業務が対象となりますが、市役所の業務の性質上、テレワークが難しい業務が多いと認識しています。
- ・30ライセンスとのことですが、この割り振りはどうなっていますか。（市長）
→現状では市からパソコンを貸与して行うことができないので、自宅にテレワークが可能な環境にある職員が前提となります。対象となる職員の部署等に偏りがないように希望する職員から選考したいと考えています。
- ・職員個人からの意向は聞いているので、後は各部局との調整で配分が決まっていくので、各部局の管理職のご理解をいただければと思います。（市長）

・職員からテレワークの希望があった時に、管理職がその業務が本当にテレワークが可能かどうかの判断をする必要がありますが、その判断が困難ではないでしょうか。→先日、コロナ対策としてお示しした、在宅勤務実施要領を基準にいただければと思います。

・在宅勤務を何割にするとかではなく、もう少し行政における組織論にのっとっての検討が必要ではないでしょうか。和光市の職員としてのメンバーシップの中で、ロイヤリティを持って働くべきであり、上司からの教えであったり、職場の慣習であったり、そういった事で職員は育っていくものでもあります。それが、入庁後すぐに在宅勤務になると、組織を全く意識できなくなり、ネットワーク型の組織になってしましますが、それが、行政の組織論にあっているのかということをもまずは検討していくべきなのではないでしょうか。何の業務がテレワークに適しているか、といったことを検討していく以前に、自治体の組織論として検討していかなければ、大きな間違いを生んでしまう可能性があるのではないかと考えます。（副市長）

・30ライセンスあるとのことだが、希望者が30人に満たなかったからと言って、強制的に各課に割り振ることはやめてほしいと思います。

・市民と向き合って、誠意を尽くして業務を行うのが市役所の職員であり、金銭では代えられないサービスを提供することが大前提となっているので、強制的にテレワークを進めていくことは非常に不安があります。（副市長）

・今回の試行では3か月とのことですので、例えば計画策定などテレワークに向いている業務を各部局と調整するなどして、柔軟にできることを検討してほしいと思います。今までは書類を持ち帰っていたものが、テレワークになることで書類を持ち帰る必要がなくなるといったことを考えると、セキュリティ的には安心できる状況にはなっているので、今までの経験を踏まえつつ、検討してほしいです。実証実験である程度の実績がないと検証もできませんので、無理のない範囲で進めてほしいと思います。（市長）

→ライセンスは30もらっていますが、無理して全てを使う必要はありません。また、今回の試行では週に1回程度のテレワークを想定していますので、3か月ずっとテレワークをするといったものではありません。

・試行としてはこれでいいと思いますが、これが本格的に全庁的に進めていく場合にどうしていくかといった事を検討しないと無駄になってしまうのではないのでしょうか。試行は試行として進めていくとともに、組織論、人材育成といった観点も踏まえた上で、どういう形で地方自治体としてのテレワークを取り入れていくのかについても検討してほしいと思います。（副市長）

・試行は試行として進めていき、今後、各自治体でのテレワークの実証実験の報告が挙がっていき、いろいろと論点が出てくると思うので、そういった情報にも目を向けつつ、このDX本部でもテレワークの検討をしていければと思います。（市長）

(6) デジタルトランスフォーメーションに関する職員提案募集の実施について

それでは、「(6) デジタルトランスフォーメーションに関する職員提案募集の実施について」ご説明いたします。資料9をご覧ください。

デジタルフォーメーションの推進にあたり、職員の皆さまの創意や現場の気づきを反映することを目的に、和光市デジタルトランスフォーメーションに関する職員提案を3月15日までの期間で募集します。

今回の職員提案募集については、職員の自由なアイデアを集めることを目的としていますので、現時点で予算規模や実現可能性が検証できていないものも含め、紹介したい取組や考えられるアイデア等を幅広く寄せていただきたいと思います。

意見の提出にあたりましては、課所等での取りまとめは不要とし、個人の意見でも、課としての意見でも差し支えありませんので、幅広く意見をお寄せいただけましたらと思います。

なお、いただいたご意見は4月21日に開催される次回のDX本部でご提示させていただきます、アイデア内容の検討をしていただくことを予定しております。

【意見・質問】

・依頼文書の「その」の指示語と文書の内容が正しくないのではないのでしょうか。
→依頼文を修正いたします。

以上